

現住所及び送達場所等の届出について

鹿児島家庭裁判所

裁判所があなたに書類を送付する際、裁判所が送付する書面のほとんどは、現住所に普通郵便で送付しますが、審判書謄本、決定書謄本及び調停調書正本等は、特別送達郵便（郵便配達担当者が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法）で送達する場合がありますので、今後、裁判所があなたあてに書類を送付や送達する際の書類の「送達場所」を教えてください。必要があります。

記載するにあたっては、方書きがある場合は方書きを、集合住宅の場合は、建物名・部屋番号名まで、特に勤務先の場合には、社名・店名まで正確に記載してください。

送達場所は、日本国内に限ります。

送達場所として届け出た場所に通常あなたがいな場合で、ほかの方に書類を受け取ってもらいたい場合には、その方を「送達受取人」として届け出ることができます。

送達場所の届出があった場合は、以後の送達は、その届出場所にあててなされます。

送達場所として届け出た場所宛てに裁判所が書面を送達したところ、不在や転居等の理由により実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われることがありますので、記載にあたってはご注意ください。

この「現住所及び送達場所等の届出書」について、現住所及び送達場所等について非開示を希望する場合には、「非開示希望申出書」及び「提出書類の非開示希望申出書」の届出が必要になりますので、担当書記官に連絡をしてください。

また、一度届け出た内容に変更が生じた場合、書面で送達場所等の変更を届け出ない限り、届出のあった住所等に送達をすることになりますので、この「現住所及び送達場所等の届出書」の「変更届出書」欄にチェックを入れた上で必要事項を記入して速やかに提出してください。

以上